

WTO 勧告に伴う新検疫措置の導入について

農林水産省生産局植物防疫課 やま もと あき お
山 本 昭 夫

はじめに

2001 年 10 月、植物防疫法施行規則（以下「省令」という）の一部が改正され米国産りんご及びさくらんぼ生果実に対して新たな検疫措置が導入された。これは 1999 年 3 月の WTO 勧告に対応したものである。本稿では、WTO での紛争のあらましと、この新たな措置について概説する。

I WTO 勧告と我が国の対応

1 米国の WTO 提訴

我が国は、1994 年に米国産りんご生果実 2 品種を、我が国未発生のコドリングを完全殺虫する等の条件付きで輸入解禁した。その翌年、さらに 5 品種の追加解禁が要請され、我が国は従来からの品種別殺虫試験を求めた。

しかし米国は、くん蒸による殺虫効果に品種間差はなく品目（この場合「りんご」）ごとに解禁すべきで、我が国の品種別殺虫試験要求に科学的根拠はなく、WTO の「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」(SPS 協定) に違反するとして、1997 年 10 月に我が国を WTO の紛争処理機関 (DSB) に提訴した。

2 WTO における審査と我が国の対応

1997 年 11 月、DSB は本件を審査する小委員会を設置し、1998 年 10 月に報告書を取りまとめた*。その内容は、米国の主張する品目ごとと解禁には日本の適切な保護水準を達成できるという十分な根拠があるとはいえないとしつつも、日本の品種ごとと試験要求は十分な科学的根拠なしに維持されていること等から、我が国の措置は SPS 協定に違反するというものであった。

我が国は、上級委員会に不服申立てを行ったが、上級委員会の結論も小委員会の判断を維持した。この報告書(勧告)は、1999 年 3 月の DSB 会合で採択され、我が

国は翌月にこの勧告実施の意図を WTO 通報した。そして勧告実施のための妥当な期間とされた 1999 年末日、我が国は従来の品種別殺虫試験の仕組みを廃止した。

勧告実施の意図通報以降、我が国は専門家も交えて新たな試験方法を検討し、この結果を踏まえて日米間で技術的な協議を続けた。この結果、2001 年 3 月、コドリングの侵入を防止する新たな検疫措置内容に合意した。

II 新措置の内容

1 日米合意の考え方

(1) CT 値及びその測定方法

殺虫効果を示す指針として、CT 値が広く国際的に認められている。これは、くん蒸中のある時点でのガス濃度 (Concentration (単位: mg/l)) と、その濃度のガスに被くん蒸物が暴露されている時間 (Time) の積で、これをくん蒸開始からその終了まで足し上げたものが、そのくん蒸の CT 値である。

くん蒸中の臭化メチルガス濃度は、時間とともに図-1 のように変化する。投薬後すみやかに、液体だった臭化メチルの気化・くん蒸庫内への拡散が生じ、ガス濃度はピークに達する。その後、臭化メチルガスは被くん蒸物の表面やくん蒸庫内の壁面等に収着され、その濃度が緩やかに低下する。この曲線下の面積が、理論的にはこのくん蒸の CT 値である。ただしこのように CT 値を求めるためには、連続的なガス濃度モニタリングが必要であるし、また、実際には投薬後しばらくの間はガス拡散が始まったところで、この間のくん蒸を殺虫効果に算入するのは必ずしも適切でないと考えられる。このため、例

臭化メチル測定濃度

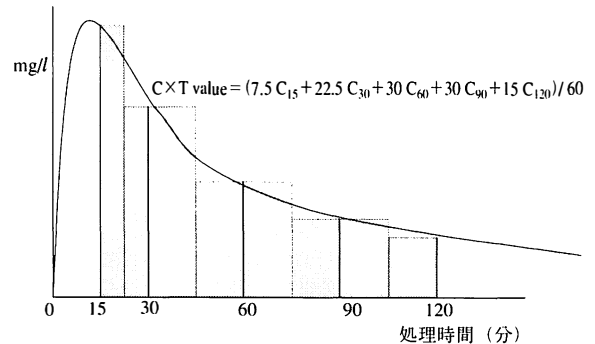


図-1 CT 値の計算方法について

Introduction of a New Quarantine Measure in Response to the WTO Recommendation. By Akio YAMAMOTO

(キーワード: 検疫, りんご, さくらんぼ, コドリング, 米国, WTO)

* 本紛争の対象品目は、コドリングが寄生する恐れがあり、その殺虫のために臭化メチルくん蒸が適用されているか今後適用される 8 品目 (りんご, さくらんぼ, ネクタリン, くるみ, すもも, なし, あんず及びまるめろ) である。

えば、2時間くん蒸において、くん蒸開始から15、30、60、90及び120分後に測定した場合、CT値は次式で安全度を見込んで産出される。

$$CT \text{ 値} = (7.5 C_{15} + 22.5 C_{30} + 30 C_{60} + 30 C_{90} + 15 C_{120}) / 60$$

ここで C_{15} とは、くん蒸開始15分後におけるガス濃度を意味し、これに計数7.5(くん蒸開始15分から22.5分までの7.5分間を意味する)を乗じたものは、図-1の一番左の長方形の面積である。22.5 C_{30} は左から二番目の長方形の面積である。以下同様にしてくん蒸開始15分後から2時間後までの曲線下の面積が近似的に求められる(最後にこのガス総量を1時間あたりの数値に換算するために60で除している)。

2 「CT値比較方式」と「CT値モニタリング方式」

日米合意では、CT値に着目した二つの方式が採用された。一つは「CT値比較方式」であり、他の一つは「CT値モニタリング方式」である。

(1) CT値比較方式

これは、品目ごとに基準品種をあらかじめ特定しておき、この基準CT値と追加解禁したい品種のCT値を実

験室で個々に比較し、前者のCT値より後者のCT値が大きいか等しければこれを既解禁品種の処理基準で解禁する。

(2) CT値モニタリング方式

これは商業倉庫において、輸出くん蒸時のCT値を実際に測定するものである。あらかじめ完全殺虫が証明されている既解禁品種のCT値(基準CT値という)に達したことにより、処理効果を確認するものである。もし基準CT値に達しない場合は、くん蒸時間の延長により基準CT値を満たすことにより、処理効果を確保する。

お わ り に

今回の省令改正では、りんご及びさくらんぼ生果実について、米国側が採用を希望したCT値モニタリング方式の適用を可能とした。この方式では、品目ごとに基準CT値を定める。基準CT値は、米国産りんごで85.5 mg・h/l、同さくらんぼで61.9 mg・h/lである。

以上、今回導入された新検疫措置について概説した。我が国は、この新措置の導入を含め、引き続きコドリンガの侵入防止に万全を期することとしている。

人 事 消 息

農林水産省関係

(11月1日付) 生産局

高橋基子氏(農薬検査所検査部毒性検査課毒性第二係長)は、生産資材課農薬検査班検査登録係長へ

石嶋直之氏(生産資材課農薬検査班検査登録係長)は、独立行政法人農薬検査所検査部農薬残留検査課残留検査第二係長へ

独立行政法人関係

(11月1日付)

農業技術研究機構

長岡正昭氏(野菜茶業研究所葉根菜研究部上席研究官)は、退職

中村好男氏(東北農業研究センター畑地利利用部上席研究官)

は、愛媛大学教授農学部へ出向

食品総合研究所

高橋敬一氏(流通安全部食品害虫研究室長)は、退職

農薬検査所

横山央子氏(検査部農薬残留課残留検査第二係長)は、

毒性検査課第二係長へ

訃 報

高橋廣治氏(元 農業環境技術研究所微生物管理科長、前デュボン(株)農業科学研究所、70才)におかれましては、10月11日に逝去されました。謹んでご冥福をお祈りいたします。ご自宅は取手市新町5-21-1

千葉弘毅氏(元植物防疫全国協議会会長、岩手県、79才)におかれましては、10月17日に逝去されました。ここに謹んでお悔やみ申し上げます。ご自宅は盛岡市青山4-16-30、TEL(019)646-2805 喪主は長男の恒氏。

好評の病害虫見分け方リーフレット

B5判 8頁カラー

アザミウマの見分け方	主要9種を収録	定価 315 円税込 (本体 300 円)
ハダニ類の見分け方	主要12種を収録	定価 315 円税込 (本体 300 円)
フシダニ類の見分け方	主要16種を収録	定価 315 円税込 (本体 300 円)
ホコリダニ・コナダニ類の見分け方	主要8種を収録	定価 315 円税込 (本体 300 円)

1部送料120円、50部以上のご注文は送料サービス、200部以上は1割引、500部以上は2割引

お申し込みは直接当協会へ、前金(現金書留・郵便為替)で申し込むか、お近くの書店でお取り寄せ下さい。

社団法人 日本植物防疫協会 出版情報グループ 〒170-8484 東京都豊島区駒込1-43-11

郵便振替口座 00110-7-177867 TEL(03)3944-1561(代) FAX(03)3944-2103 メール: order@jppa.or.jp